

# 国民健康保険センター

## 「退職者医療制度」

現在国民健康保険に加入してお

り、長い間会社などに勤めていて年金をもらっている

七十歳未満の人及びその家族

は「退職者医療制度」という

新しい制度に移行されます。

○どんな人が加入するのか

一、国民健康保険に加入して

いる人

二、厚生年金や共済組合などの被用者年金から、老齢退

職)年金を受けている人。

三、四十歳以後の被用者年金

加入期間が十年以上あつて

通算老齢(退職)年金を受

けている人。

四、被保険者本人の配偶者三

親等内で被保険者本人と同

世帯で、主として被保険者

本人により生計を維持して

いる人(但し、年間収入が

百万以上ある人は非扶養者

になります。)

○どんな給付が受けられるか。

退職者医療制度で診療を受

ける場合には次のような給付

が受けられます。

○退職者本人

## 掛かった医療費の八割

(自己負担二割)

○扶養家族

外来受診は、七割(自己負担三割)

入院は、八割(自己負担二割)

○届け出はどうするか。

「年金証書」が届いたら十

四日以内に退職者医療制度の

加入届けを出します。

○交通事故にあつたら国保に届け出を

○国保で治療を受けることが

できます。

○交通事故や傷害事件など第

三者から傷害を受けてお医者

さんに掛かった場合でも、国

保を使つて治療を受けること

ができます。この場合、次の

条件や手続きがあります。

○加害者から現実に治療費

を受け取つていれば、国保は使

えません。

○国保を使つて診療を受ける

時は、「第三者行為による傷

病届」を提出してください。届

出により、国保で治療を行う

ようになりますと、国保から

病院(治療費の七割分、または八割分)へ支払うことになります。これについては後日

被害者の方に代わって国保が、

加害者へ請求することになります。

○届出に必要な書類

保険証・印鑑・交通事故証明書(渝わない時は後日でも可)

○届出に必要な書類

保険証・印鑑・交通事故証

明書(渝わない時は後日でも可)

○届出に必要な書類

保険証・印鑑・交通事故証

明書(渝わない時は後日でも可)

○届出に必要な書類

保険証・印鑑・交通事故証

明書(渝かない時は後日でも可)

○届出に必要な書類

保険証・印鑑・交通事故証

明書(渝かない時は後日でも可)

○届出に必要な書類

保険証・印鑑・交通事故証

明書(渝かない時は後日でも可)

○届出に必要な書類

保険証・印鑑・交通事故証

明書(渝かない時は後日でも可)

平等割額 一世帯にいくらと定額で計算します。(一万二千円)  
均等割額 世帯の加入者の数に応じて計算します。(一

万一千円)  
資産割 世帯の固定資産税額(償却資産税額は除く。)に応じて計算します。(百分の四十三)

63・3・1 No.330

と定額で計算します。(一万二千円)  
均等割額 世帯の加入者の数に応じて計算します。(一

万一千円)  
資産割 世帯の固定資産税額(償却資産税額は除く。)に応じて計算します。(百分の四十三)

平等割額 一世帯にいくらと定額で計算します。(一万二千円)  
均等割額 世帯の加入者の数に応じて計算します。(一

63・3・1 No.330

保健制度で医療を受けている人、または公費医療を受けている人は、別の保険証をお渡ししますのでそれにより診療を受けて下さい。

④被保険者資格証明書で医療を受けると

お医者さんで診療を受けた場合、一時全額(十割)を支

払うことになり、後日申請をすれば、国保から七割(また

は八割)相当額をお支払いす

ることになります。

⑤保険証を交付するとき

保険税を完納されたとき、または、滞納額が減少したと

あります。滞納額が減少したときは、あらためて保険証をお渡します。

⑥保険給付の差し止め

政令で定められた特別の事情がないのに保険税を滞納し

ますと、国保で行つて保険給付(療養の給付、高額療

養費、療養費、助産費)の全

部または、その一部を差し止めることができます。

⑦以上の措置は、昭和六十

三年四月一日から実施する予定であります。

⑧現在交付してある保険証は、三月三十一日を以つて有効

期限が満了となりますので、

四月一日から新規保険証を

交付します。

⑨三十歳(ねたきり)の人は六

十五歳)以上のいわゆる老人